

## インドネシア 関税制度 「その他」 詳細

1. 輸入関税の減免措置 .....	1
2. 小口貨物の輸入制度.....	5
3. 輸出奨励措置（KITE便宜） .....	5
4. 保税地区における免税・支払い留保措置.....	5
5. カスタムボンドの発行が可能な保険会社 .....	8
6. 自由貿易地域～関税課税地域間の搬出入.....	8
7. FOB/CFR 輸出の保険料/フレートの政府決定.....	8
8. 国際協定の枠組みにおける輸入の原産地証明書の提出.....	9

### 1. 輸入関税の減免措置：

#### A. 通関法改正に伴う2007年9月5日付財務大臣規定

インドネシア財務省は、以下6本の財務大臣規定を發布し、各種の関税免除措置を決めた。

#### a. 環境汚染防止に使用される機器や原料：財務大臣規定2007年第101号（No. 101/PMK. 04/2007）

環境汚染防止に使用される機器や原料の輸入にかかる輸入関税を免除。免除は製造会社あるいは廃棄物処理会社に供与されるもので、輸入申告の登録から2年間、目的通りに使用された機器は、関税総局の許可を得た上で、他者へ譲渡したり、他の目的に使用したりすることができる。

#### b. 公共目的の医薬品：財務大臣規定2007年第102号（No. 102/PMK. 04/2007）

国家予算あるいは地方政府予算でまかなわれる公共目的の医薬品の輸入にかかる関税免除措置。対象は保健プログラムに関わる省庁、各地の保健局、病院、あるいは省庁/保健局などと契約を結んだ第三者によって輸入される医薬品。

#### c. 科学書籍：財務大臣規定2007年第103号（No. 103/PMK. 04/2007）

科学書籍の輸入にかかる関税を免除。対象は、科学技術書、一般教養書、聖書・コーラン等の宗教書、その他の科学書籍だが、インドネシア語を使用した書籍は除く。

#### d. スポーツ用品：財務大臣規定2007年第104号（No. 104/PMK. 04/2007）

全国スポーツ団体本部によって輸入されるスポーツ用品にかかる輸入関税の免除措置。対象は、インドネシア全国スポーツ委員会（KONI）によって定められたプログラムに基づき、全国スポーツ団体本部によって使用されるスポーツ用品のみ。

#### e. 種苗や種動物、稚魚等：財務大臣規定2007年第105号（No. 105/PMK. 04/2007）

農園を含む農林畜水産業の開発・発展のための種苗や種動物、稚魚などの輸入にかかる関税の免除措置。

#### f. 輸出時と同じ品質のまま再輸入される輸入品：2021年12月3日付財務大臣規定2021年第175号（No. 175/PMK. 04/2021）

輸出時と同じ状態で輸入される物品の輸入、修理／作業／試験のために輸出された物

品の輸入にかかる関税は、輸出人と再輸入人が同じ、輸出から再輸入までの期間が2年以内、などの条件を満たしていれば免除される。ただし、輸出時と同じ品質のまま再輸入された輸入品の場合で、最初の輸入時に関税免除便宜を取得し、輸出時に関税/物品税の還付あるいは保証金の返金を受けた再輸入品の場合は、便宜額相当の関税/物品税が課税される。また、修繕・作業のため輸出された後に再輸入された輸入品の場合は、交換・追加されたパーツ、ならびに輸送費と保険料を含む修繕費に対しては関税/物品税が課税される。

いずれも関税免除便宜を受けるには、関税総局長へ申請し、財務大臣決定を受ける必要がある。詳細は、関税総局ウェブサイトの法令のページ (Direktorat Jenderal Bea dan Cukai Direktori Peraturan DJBC、<http://peraturan.beacukai.go.id/>) で確認できる。

- g. 石油ガス上流事業活動に必要な物品：2019年12月31日付財務大臣規定2019年第217号 (No. 217/PMK. 04/2019)

石油ガス上流事業活動に必要な物品の輸入にかかる関税および／あるいは租税は不徴収。

- h. 地熱事業活動に必要な物品：2019年12月31日付財務大臣規定2019年第218号 (No. 218/PMK. 04/2019、2022年11月22日付財務大臣規定2022年第172号 (No. 172/PMK. 04/2022) で変更)

地熱事業活動に必要な物品の輸入にかかる関税および／あるいは租税は不徴収。

## B. その他の減免措置

- a. 海産物：2007年9月19日付財務大臣規定2007年第113号 (No. 113/PMK. 04/2007)

インドネシアの排他的経済水域で漁獲船により漁獲された海産物の輸入に対する関税の免除が決められた。

この免除措置は水産事業許可とインドネシア排他的経済水域における海産物漁獲許可を保有する輸入業者に供与されるもので、漁獲船がインドネシア船籍でも外国船籍でも関連機関が発行する漁獲許可書を有していることが条件。輸入業者が関税総局長へ免除措置を申請し、財務大臣決定を受ける。海産物輸入量が財務大臣決定書の記載と異なる場合は関税が課税される。

- b. 掘削プラットフォームと水上・水中製品：2007年12月28日付財務大臣規定2007年第179号 (No. 179/PMK. 011/2007)

HSコード8905. 20. 00. 00の掘削プラットフォームと水上・水中製品の輸入関税を0%に設定。

- c. コメ：2007年12月28日付財務大臣規定2007年第180号 (No. 180/PMK. 011/2007)

HSコード1006. 10. 00. 00 (皮付きコメ)、1006. 20. 10. 00、1006. 20. 90. 00 (以上、皮付きもみ)、1006. 30. 15. 00、1006. 30. 19. 00、1006. 30. 30. 00、1006. 30. 90. 00 (以上、半/全脱穀米)、1006. 40. 00. 00 (割れ米)、1102. 90. 00. 10 (米粉) の輸入関税率が、1kg 当た

りRp550 からRp450 へ引き下げられた。

d. 大豆：2008年1月18日付財務大臣規定2008年第1号（No. 01/PMK. 011/2008）

HSコード1201.00.90.00の大豆の輸入関税を0%に設定。

e. 自動車のパーツと補完品、原料：2008年2月4日付財務大臣規定2008年第16号（No. 16/PMK. 011/2008）

輸出用であることが明らかな自動車の組み立てに使用される自動車のパーツと補完品、および原料の輸入にかかる関税を免除。便宜を受けられるのは通関分野や財務面で優良な自動車組み立て業者等で、12カ月間の商品輸入計画、12カ月間の自動車輸出計画、自動車一台の生産に必要なパーツや補完品および原料のリスト、自動車パーツ・補完品および原料の輸入会社と自動車製造/組み立て会社との間の契約等を添付して財務省関税総局長へ申請し、財務大臣の決定を受ける。財務大臣決定書には商品輸入計画、輸出される自動車の種類、商標およびタイプ、シリンダーや乗員の容量、関税コード、輸出目的国、輸出予想価格、船積み地税関などの規定あり。関税免除便宜を受けたパーツ・補完品および原料を使用して組み立てられた自動車の輸出は便宜についての財務大臣決定書の期限日までに輸出。組み立てられたパーツ・補完品および原料も、便宜についての財務大臣決定書の期限までに輸出しなければならない。期限までに輸出がなされない場合、本来課税されるべき関税および/あるいは物品税の支払いのほか、本来課税されるべき関税額の100%から500%相当の罰金が科される。損壊したパーツ・補完品および原料は国内の関税地域に売却することができるが、輸入時の通関価額と税率にしたがって課税される関税および/あるいは物品税の支払い、および本来課税されるべき関税の100%から500%相当の罰金が科される。便宜を得たパーツ・補完品および原料の輸入実績、便宜を得たパーツ・補完品および原料で構成される自動車の輸出実績、便宜を得て輸入されたパーツ・補完品および原料の輸出あるいは国内の関税地域への売却実績についての報告義務あり。便宜についての財務大臣決定書の日付から6カ月の間に、該当するパーツや補完品、および原料の輸入を行わなかった、あるいは報告義務を怠った場合、便宜についての決定は取り消される。

f. 海外からインドネシア国内に引越しする者が有する家庭用品：2008年2月11日付財務大臣規定2008年第28号（No. 28/PMK. 04/2008）

海外からインドネシア国内に引越しする者が有する家庭用品に対する輸入関税の免除を改定。関税免除となる引越荷物の到着期限は、持ち主と同時にインドネシアに到着するか、あるいは持ち主のインドネシア到着前3ヶ月以内、到着後3ヶ月以内とされた。

g. 武器・爆薬類・軍隊・警察の装備および国防・治安維持に必要な製品・部品など：2016年12月13日付財務大臣規定2016年第191号（No. 191/PMK. 04/2016、2019年11月5日付財務大臣規定2019年第164号（No. 164/PMK. 04/2019）、2021年7月12日付財務大臣規定2021年第91号（No. 91/PMK. 04/2021）で変更）

武器・爆薬類・軍隊・警察の装備および国防・治安維持に必要な製品（部品を含む）で、大統領府、国防省、国軍本部、国家警察本部、国家諜報庁、国家暗号庁、国家麻薬庁、国

家テロリズム撲滅庁、国家暗号庁によって輸入・使用されるもの、ならびに国防・治安維持に必要な製品を生産するのに使用される製品や原料で国防・治安維持に必要な製品の製造業者として政府に指定された特定の事業者が使用するものの輸入にかかる関税を免除すると定めた。対象品目については関税総局ウェブサイトの法令のページ (Direktorat Jenderal Bea dan Cukai Direktori Peraturan DJBC、<http://peraturan.beacukai.go.id/>) で確認できる。

h. 発電用資本財の輸入：2008年10月23日付財務大臣規定2008年第154号 (No. 154/PMK. 011/2008)

公共目的の発電事業に必要な資本財の輸入関税免除の条件を強化した。本規定では関税免除が認められる資本財の条件を以下に限定：

- ・国内で製造されていない
- ・国内で製造されているが必要な仕様を満たしていない
- ・国内で製造されているが必要な数量を満たされていない

また、免除が認められる事業者の条件として、インドネシア電力公社 (PLN) と売電契約あるいはファイナンス・リース契約を結んでおり、発電した電力のすべてを、PLN を通じた公共目的に使用することのほか、公共目的電力事業許可 (IUKU) を有することも条件とされた。申請は財務省関税総局長宛て提出し、その承認を得る必要がある。

i. 災害対策贈与品の輸入：2012年5月7日付財務大臣規定2012年第69号 (No. 69/PMK. 04/2012)

自然災害への対処に必要なものの贈答/贈与品を輸入する際にかかる関税および/あるいは物品税を免除。

j. 宗教行為のための贈与品の輸入：2012年5月7日付財務大臣規定2012年第70号 (No. 70/PMK. 04/2012)

一般、慈善、社会、文化的な目的での宗教行為に必要なものの贈答/贈与品を輸入する際にかかる関税および/あるいは物品税は免除。

k. 博物館等で必要なものの輸入：2012年6月11日付財務大臣規定2012年第90号 (No. 90/PMK. 04/2012)

博物館や動物園とその類の公共施設で必要とされるもの、ならびに自然保護のための物品を輸入する際にかかる関税を免除。

l. 研究開発で必要なものの輸入：2019年12月27日付財務大臣規定2019年第200号 (No. 200/PMK. 04/2019)

科学の研究・開発で必要とされる物品を輸入する際にかかる関税と物品税を免除。輸入は保税蔵置所、経済特区、自由貿易地区を通じて行う。管轄税関長らを通じて財務大臣宛て申請して大臣決定書を取得する必要がある。輸入期間は決定から1年間。

## 2. 小口貨物の輸入制度：

2023年9月15日付財務大臣規定2023年第96号（2023年10月16日付財務大臣規定2023年第111号で変更）にて、国際郵便・国際宅急便を利用して小口貨物を輸入する場合の輸入関税の無税枠を、通関価額3ドルまでと定めている。3ドル超1,500ドルまでは7.5%の簡易税率が適用される。通関価額が1,500ドルを越える場合、一般関税が課される。（貿易管理制度「輸入関連法」詳細の12.『通関法の実施細則』⑩参照）

## 3. 輸出奨励措置（KITE便宜）：

2018年12月17日付財務大臣規定2018年第160号（No. 160/PMK. 04/2018）にて、輸出目的で加工・組立・据付のために輸入された原材料や物品にかかる輸入関税およびVATまたはVATと奢侈品税の不徴収について規定されている。

同便宜を利用できるのは、事業基本番号（NIB）と工業許可を有する会社が関税総局地方事務所あるいはメインサービス税関ヘインドネシア・ナショナル・シングル・ウインドウ（INSW）を通じて申請し、免除 KITE 企業として認定された企業。申請の後、書類審査、現場検査のほか、会社が関税総局地域事務所またはメインサービス税関にビジネス・フローの説明を行う必要がある。

## 4. 保税地区における免税・支払い留保措置：

保税地区内企業（PDKB）に対して、[1] 関税、輸入関税、付加価値税が免除される、[2] 保税地区（KB）へ域外から加工のために貨物を搬入する場合や、KB相互間の貨物の搬出入、KBから委託加工または修理のために貨物を搬出入する場合などについては付加価値税の免除または留保が受けられる。以下①～④は関連規定。

### (1) 保税地区に関する一般規程（2015年11月 2015年政令第85号）

保税地区や保税倉庫を含む保税蔵置所についての規定を改訂。保税地区についての基本法令であった1996年第33号政令（1997年第43号政令、2009年第32号政令で改定）を改定したものの。保税蔵置所の種類は以下の7種類。

- ・保税倉庫（Gudang Berikat）
- ・（加工のための）保税地区（Kawasan Berikat）
- ・保税展示場（Tempat Penyelenggaraan Pameran Berikat）
- ・デューティーフリーショップ（Toko Bebas Bea）
- ・保税競売所（Tempat Lelang Berikat）
- ・保税再生地区（Kawasan Daur Ulang Berikat）
- ・保税物流センター（Pusat Logistik Berikat）

### ① 保稅地区の稅務

- ・輸入品の保稅地区への搬入、保稅地区から別の保稅地区への物品搬入は、輸入關稅の留保および/あるいは輸入關連諸稅の不徵收
- ・關稅地域から保稅地区への物品搬入は、付加價值稅あるいは付加價值稅および奢侈品稅の不徵收
- ・保稅地区から關稅地域への物品搬出には、輸入關稅および輸入關連諸稅の完済、付加價值稅の課稅

### ② 保稅地区の業者形態

- ・保稅地区運営を事業とする保稅地区運営者 (Penyelenggara Kawasan Berikat)
- ・一つの保稅地区で一つの事業体のみが加工業を行う場合、その事業体は保稅地区業者 (Pengusaha Kawasan Berikat)
- ・一つの保稅地区において複数の事業体が加工業を行う場合、それらの事業体は保稅地区運営者兼保稅地区立地業者 (Pengusaha di Kawasan Berikat)

これらはいずれも財務大臣決定の形で許可を取得しなければならない。保稅地区業者および保稅地区立地業者は、初期検査、仕分け、最終検査、あるいは梱包の作業を除き、その加工活動の一部を他の保稅地区業者および保稅地区立地業者および/あるいは關稅地域内の他の場所に立地する会社へ下請けに出したり、他の保稅地区業者および保稅地区立地業者および/あるいは關稅地域内の他の場所に立地する会社から作業を請け負ったりすることができる。また、保稅地区業者および保稅地区立地業者は、保稅地区における生産過程による生産成果の残余物を關稅地域内の他の場所に搬出することもできる。

### (2) 保稅地区 (KB)

(2018年9月21日付財務大臣規定2018年第131号 (No. 131/PMK. 04/2018)、2021年6月8日付財務大臣規定2021年第65号 (No. 65/PMK. 04/2021) で一部改訂)

保稅地区の立地は工業団地か都市計画で育成地区に定められた地域に限定。育成地区における保稅地区、その面積が最低 10,000 m<sup>2</sup>である必要がある。保稅地区の許可は取り消されるまで有効。

保稅地区立地業者 (PDKB) の許可は、關稅総局地域事務所長またはメインサービス税関長宛て INSW のポータルを通じてオンライン申請する。申請時期は製造・倉庫・事務所の建物が完成する前でも後でもよかった。申請を受けて、現地を管轄する税関が現場検査を行い、会社が關稅総局地域事務所長またはメインサービス税関長にビジネス・フローの説明を行った後、PDKB 許可が発行される。これを受けて PDKB 事業者は、保稅地区活動を開始する際に、資本財やオフィス備品、原材料、半製品、製品の期首数を添付して、メインサービス税関長または現地の管轄税関長へ活動開始を申請する。

保稅地区は、原材料や補助材、資本財、製品ばかりでなく特定条件を満たしたオフィス

備品を含め、輸入関税の留保、物品税の免除、輸入関連諸税の不徴収の便宜を受けられる。製品等の輸出については VAT や奢侈品税の不徴収の措置が得られる。

保税地区内で生産された製品を国内販売することもできるが、国内販売は、輸出に、他の保税地区への販売、自由貿易地区への販売、政府が定めたその他の経済特区への販売を含めた前年の実績額合計の 50%までに制限されている。ただし、関税総局長の許可があれば 50%以上も可能。また、PDKB は原材料の残り、製造工程で発生した残余物やスクラップなどを国内の関税課税地区に搬出することができるが、輸入時に留保された輸入関税、免除された物品税、不徴収とされた輸入関連諸税の納付は必要。

輸入関税を留保して輸入された資本財は、輸入から 4 年を経過していれば輸入時に便宜された関税、物品税・租税免除で他の保税地区へ搬出できる。修理等の目的で資本財を、また見本品やサンプルを国内の関税課税地域へ搬出する場合は、保証の提出が必要である。

PDKB が加工活動の一部を国内の関税課税地域の事業者の下請けに出すこともできる。下請け契約、税関長の承認、保証の提出が必要。保証の提出により、下請け業者に製造機械や金型を貸し出すことも可能。

### (3) 保税倉庫 (GB)

(2019年11月4日付財務大臣規定2019年第155号 (No. 155/OMK. 04/2019))

保税倉庫 (GB) とは、輸入商品を保税のまま集積すると同時に商品の包装/開梱、仕分け、組立 (キット)、パッケージング、セッティング、切断等の活動を一つあるいは複数、一定期間の後に再輸出する物に対して行うことが出来る集積場所である。保税倉庫の場所の決定、保税倉庫運営許可、保税倉庫業兼業及び保税倉庫立地業者 (PDGB) 許可は財務大臣名義で関税総局地域事務所長またはメイン税関長が決定。これらは取り消しになるまで有効となる。保税倉庫運業者、保税倉庫業者及び又は PDGB は、保税倉庫の活動の開始計画を所管税関に文書または電子方式で通知しなければならない。

### (4) 保税物流センター (PLB)

(2015年12月31日付財務大臣規定2015年第272号 (No. 272/PMK. 04/2015、2018年3月26日付財務大臣規定2018年第28号 (No. 28/PMK. 04/2018))

保税物流センター (PLB) とは、関税領域外に由来する物品および/或いは関税領域内の他の場所に由来する物品を蔵置し、再搬出のための一定期間内に 1 つ以上の簡易な活動を伴うことが可能な場所を指す。PLB では、包装或いは再包装、仕分け、標準化、キッティング、梱包、輸出向け物品の混載、輸入および/或いは輸出制限規定を満たす枠組みにおける関連組織或いは機関からの検査などが可能とされている。PLB に搬入された物品は最大 3 年間蔵置可能である。PLB からの搬出先は、輸出または国内の産業活動を支える先等と規定されており、国内の搬出先は製造輸入業者 (API-P) に限定されている。

PLB 事業者として認定を受けるためには、コンピューターベースの在庫情報システム (IT

Inventory)を有すること、かつAEO (Authorized Economic Operator)認定業者または上場企業または国営企業または10,000平方メートル以上の土地および/或いは建屋面積を有していることが要件となる。他方、PLB自体を所有せず、PLB内で活動を行うPLB内事業者(PDPLB)として認定を受けるためには、IT Inventory、適正な内部管理システム、PLB管理者との契約・レイアウト、PLB管理者からの推薦が要件とされる。

#### 5. カスタムボンドの発行が可能な保険会社：

(2011年3月14日付関税総局長文書 No. S-157/BC. 8/2011)

通関分野の保証に使用されるカスタムボンドを発行できる保険会社として22社、エクサイズボンドを発行できる保険会社として15社が指定されている。詳細は、関税総局ウェブサイト(の法令のページ (Direktorat Jenderal Bea dan Cukai Direktori Peraturan DJBC、<http://peraturan.beacukai.go.id/>))で確認できる。

#### 6. 自由貿易地区～関税課税地域間の搬出入：

(2012年4月26日付財務大臣規定2012年第62号 (No. 62/PMK. 03/2012))

自由貿易地区から国内関税地域への課税商品・サービス・固定資産の搬出には付加価値税が課される。この場合、通関申告書(PP)が付加価値税額票と同等の書類と見なされる。ただし、12カ月以内に自由貿易地区に再搬入されるものは非課税である。逆に、国内関税地域から自由貿易地区への課税商品・サービス・固定資産の搬入には、付加価値税は課されない。

自由貿易地区／自由貿易港に指定された地区からの／への搬出入の通関申告書については、2012年3月20日付財務大臣規定2012年第48号 (No. 48/PMK. 04/2012、2020年4月24日付財務大臣規定2020年第42号 (No. 42/PMK. 04/2020))で変更)に規定がある。

#### 7. FOB/CFR 輸出の保険料/フレイトの政府決定：

(2014年1月22日付商業大臣規定2014年第1号 (No. 01/M-DAG/PER/1/2014))

インコタームズのFree on Board (FOB) , Cost & Freight (CFR) を使用する輸出業者の標準価格として、商業大臣が毎月、保険料およびフレイトを決定する。これら価額は、FOBやCFR使用の輸出申告書における保険料およびフレイトの計算基礎となる。

同様の規定が、2014年2月19日付財務大臣規定2014年第41号 (No. 41/MK. 04/2014)にもある。ここでは、輸出申告書(PEB)に記入する輸出取引価額は輸出業者と海外の購入者との間で合意に達した輸出取引価額が正しいとし、それがFOB価額ならばPEBに記入する輸出取引価額はFOB価額、CFR価額ならばCFR価額、Cost, Insurance & Freight (CIF) 価額ならばCIF価額とするとして、これらのうちFOB価額とCFR価額をPEBに記入する場



合は保険料とフレートの金額は貿易分野の大臣が定めた金額を記入し、CIF 価額の場合は保険料とフレートの金額は輸出業者と海外の購入者との間で合意に達した輸出取引価額に基づくとした。

なお、商業大臣規定 2014 年第 1 号 (No. 01/M-DAG/PER/1/2014) の変更である 2014 年 3 月 22 日付商業大臣規定 2014 年第 13 号 (No. 13/M-DAG/PER/3/2014) は、これら保険料およびフレートは、輸出関税が課税される輸出品の輸出標準価格の計算基礎にはならないと補足した。

#### 8. 国際協定の枠組みにおける輸入の原産地証明書の提出：

国際的な貿易協定の枠組みで輸入を行い、特惠関税を使用する輸入業者には、輸入申告時に輸出元よりの原産地証明書やオリジン・デklarレーションの提出が求められている。2023 年 3 月 28 日付財務大臣規定 2023 年第 35 号によると、原産地証明書やオリジン・デklarレーションをカラー・スキャンしたもの、あるいは原産地証明書発行機関のウェブサイトからダウンロードしたものを、税関に接続する通関サービス・コンピュータ・システムをはじめとする電子的方法を通じて、レッドレーンの輸入業者の場合はレッドレーン通知書を取得してから 1(営業)日以内、グリーンレーンの輸入業者の場合は物品搬出承認書(SPPB)を取得してから 3(営業)日以内、通関メインパートナーまたは Authorized Economic Operator(AEO)に指定された優良輸入業者の場合は SPPB を取得から 5(営業)日以内に提出。提出されたこれら文書の真偽性が疑われる場合には、原産地証明書やオリジン・デklarレーションのオリジナルシートの税関への提出が求められることがある。

ただし、日本インドネシア包括的経済連携協定においては、2023 年 5 月 1 日より原産地証明書の日本～インドネシア間のデータ交換が正式に始まっており、原産地証明書はその発行システムから相手国の税関に直接送信される(2023 年 4 月 28 日財務大臣規定 2023 年第 47 号、関税制度「対日輸入適用税率」詳細を参照)。

原産地証明書やオリジン・デklarレーションには、原産地証明書発行機関よりの権限を有する職員の署名と正式なスタンプがないとならない。国際協定や条約で電子方式の署名とスタンプについて定められている場合や国際協定や条約の参加国が原産地証明書の確認を行うためのウェブサイトを準備している場合には、これら署名とスタンプは電子方式でよいことになっている。

提出された原産地証明書やオリジン・デklarレーションが以上を含む条件や手順の規定を満たし、原産地規則の順守も確認されて、特惠関税の採用が認められる。

以上